

広島県告示第八百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年十一月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

西浦三庄田熊線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市因島重井町字胡山五四三番一地先から 尾道市因島重井町字胡山五四三番一地先まで	新	旧	九・二〇〇 一四・四〇〇	二三九・九〇	拡幅
			七・二〇〇 一二・四〇〇	二三九・九〇	
尾道市因島重井町字胡山五四三番一地先から 尾道市因島重井町字胡山五四三番一地先まで	新	旧	九・二〇〇 九・九〇〇	七四・九〇	拡幅
			六・八〇〇 七・一〇〇	七四・九〇	